

令和4年2月14日

殿

出入国在留管理庁参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

令和4年1月22日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会の際に提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会)

在留資格「永住者」を有するフィリピン人女性と在留資格「特定活動」を有する難民認定申請中のトルコ人男性との婚姻について、法の適用に関する通則法第24条第2項の規定により、婚姻挙行地である日本国の法の方式に基づき婚姻届が受理された場合であって、日本の婚姻届受理証明書は発行されているものの、フィリピン及びトルコの婚姻証明書が未発行である場合、当該トルコ人男性は、「永住者の配偶者等」の在留資格の許可対象となるか。

(回答)

フィリピン及びトルコの婚姻証明書が未発行であることのみをもって、「永住者の配偶者等」の在留資格の該当性が否定されるものではなく、当該証明書が発行されていないことに合理的な理由があり（例えば、新型コロナウイルス感染症の影響により、各当事者の本国において婚姻証明書の発行手続ができない場合など。）、日本の婚姻受理証明書を含む提出資料等により、各当事者につき、その本国法により法律上の婚姻関係が成立していること及び当該婚姻が実体を伴うものであると判断できる場合には、同在留資格の許可対象となり得る。

以上